

注意・警戒情報

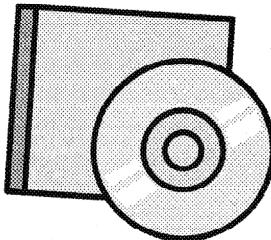
バイク便（宅配便）の代引き配達に注意！！

実在するバイク便の事業者が来訪し、「代引き（代金引換）商品のお届けにあがりました」と言わされたが、本人が不在のため、家族が代わって代金2万円を支払い、商品を受け取った。しかし、帰宅した本人が開封したところ、何も写っていないDVDが二枚、入っていただけだった。

だまされたと思い発送元へ電話をしたら全く関係のない人につながった。依頼主の名前や住所もでたらめで、バイク便の事業者の連絡先も記載が無かった。

アドバイス

- ◆ バイク便に限らず、宅配便については身に覚えのない代金引換による届け物は、注文したものかどうかを確認するまで料金を払わないでください。
- ◆ 受取人が不在の場合は、必ず本人に注文の有無を確認してください。その際、届いた品物の発送者の名前、住所、電話番号と配送業者の名前、電話番号を控えておきましょう。
- ◆ 注文をしていない商品の代金を請求されても支払う必要はありません。注文の有無を確認できないときは受け取り拒否をしてください。
- ◆ 配送業者が「ニセモノ」であった場合、「受け取り拒否」をこぼむ可能性がありますが、毅然とした態度で対応してください。
- ◆ 不安なときは受け取らず、すぐに身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。
- ◆ 万一、配送業者に脅されたり、身に覚えのない商品を受け取ってしまった場合は警察に相談してください。



消費生活相談は

消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

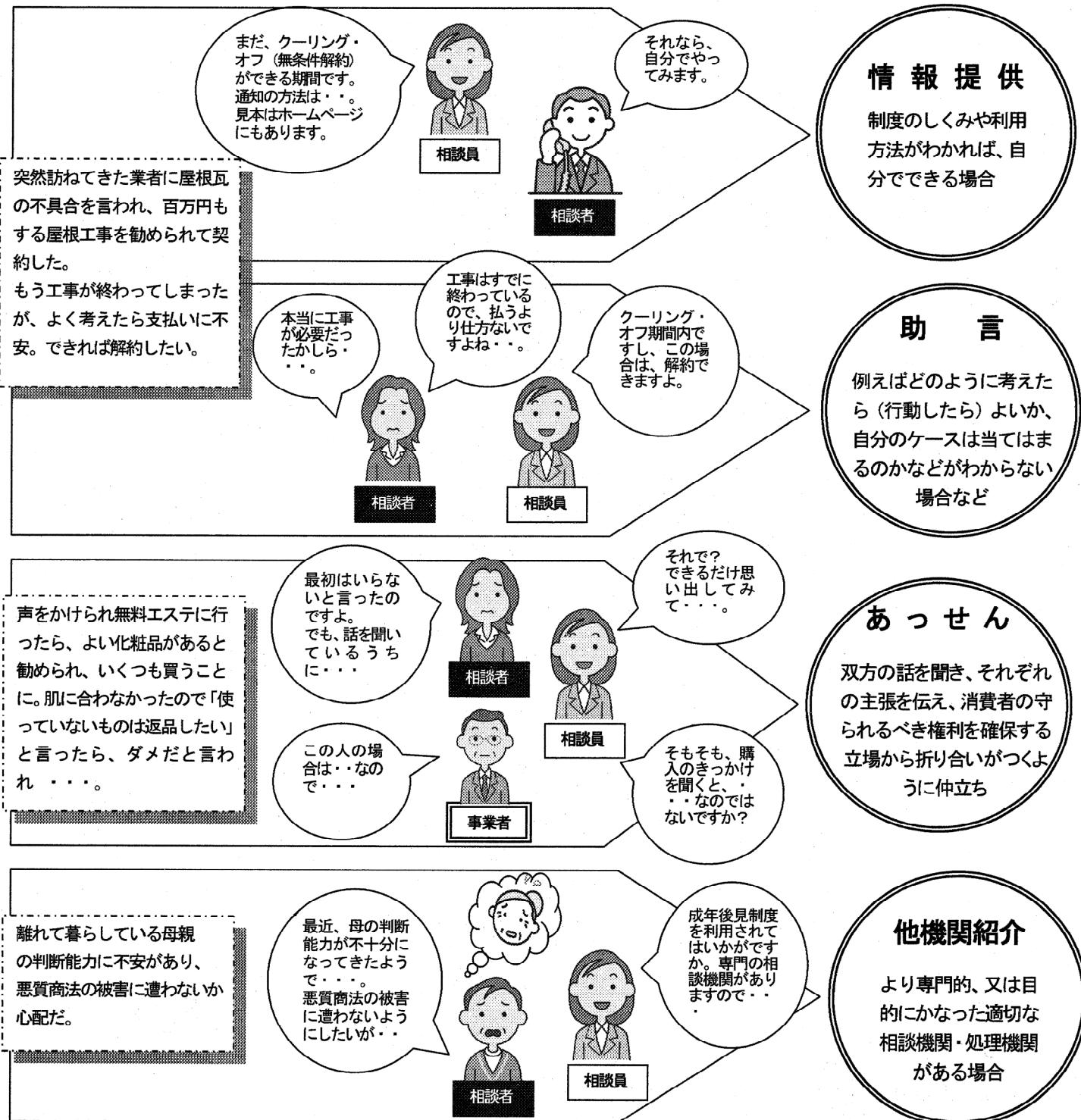
ゼロ・ゴー・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

契約のトラブルや危険な商品の被害に遭ったら

消費生活センターって何するところ?

消費生活センターは、商品の購入や、サービスの利用に関するトラブルなどの苦情や問い合わせについて、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で解決に当たる行政機関です。



困った時は、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口に相談しましょう



県民局くらし県民部消費生活課相談第二グループ

《かながわの消費生活のページ》 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506